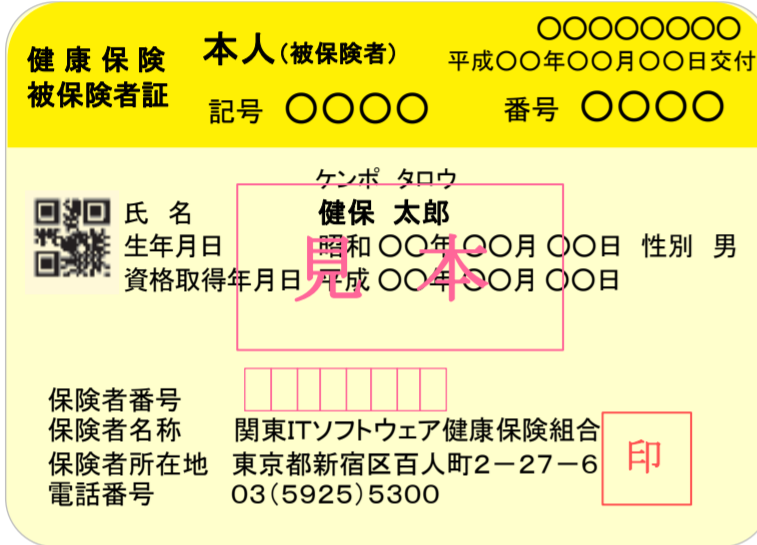


健康保険限度額適用認定証の申請について

ご確認ください！

限度額適用認定証交付対象となる方(以下の条件を全て満たしている方)

- ・関東ITソフトウェア健康保険組合の被保険者または被扶養者の方
- ・70歳未満の方(上位所得者・一般)、もしくは70歳未満および70歳から74歳で低所得者(住民税非課税世帯)に該当の方
- ・入院中・外来診療中又はその予定がある方
- ・高額療養費に該当する見込みがある方



こちらの上部が黄色の健康保険証をお持ちでない方は関東ITソフトウェア健康保険組合の被保険者及び被扶養者ではない可能性があります。健康保険証の下部に記載されている保険者名称をご確認いただき、ご加入の健保組合、協会けんぽ、国保などへお問い合わせください。

◆注意◆

仕事中や通勤途中で発生した傷病の場合は使用できません。外傷性の傷病(ケガまたはケガが原因の病気)の場合はご申請の前に必ず求償課(TEL03-5925-5326)にご連絡ください。

申請必要書類

- ・70歳未満(上位所得者・一般)
健康保険限度額適用認定申請書
 - ・70歳未満および70歳から74歳で低所得者(住民税非課税世帯)
健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書
非課税証明書
- なお、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書についてはホームページからダウンロードできませんので、審査課(TEL03-5925-5304)へご連絡ください。

申請方法及び郵送先

- ・郵送または窓口での交付
- ・〒169-8516
東京都新宿区百人町2-27-6 関東ITソフトウェア健康保険組合 審査課 宛

健康保険限度額適用認定申請書 (記入例)

◎記入に際しては裏面の留意事項・別紙記入例をよくご確認ください。	被保険者証の記号・番号	記号 〇〇〇〇	番号 〇〇〇〇
	氏名	(フリガナ) ケンポ タロウ 健保 太郎	生年月日 昭和〇年〇月〇日
	住所	〒 - 被保険者の自宅住所をご記入ください。	電話番号(日中の連絡先) TEL 03 (〇〇〇〇) ××××
対象者	対象者が被保険者の場合は記入の必要はありません。		
氏名	(フリガナ) ケンポ ハナコ 健保 花子	性別 男・女	生年月日 昭和〇年〇月〇日
認定証必要期間	(必ずご記入下さい) 受付月の初日より前に遡って申請はできません。 平成〇年〇月 ~ 平成〇年〇月		
送付先	上記被保険者住所と同じ場合は記入の必要はありません。被保険者住所以外に送付を希望する場合のみご記入ください。 *会社宛の場合は社名・部署名等、病院宛の場合は病院名・病室等を記入のうえ、個人名を必ずご記入ください。		
住所	〒 - 被保険者住所以外の場所に認定証の送付を希望される場合はこちらに記入してください		
電話番号(日中の連絡先)	TEL ()		
*社名・部署名 病院名・病室等	宛名(個人名)		
申請代行者欄	被保険者以外の方が申請する場合にご記入ください。		
氏名	〇〇〇〇(株) □□△△	被保険者との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 事務担当者 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> その他
電話番号(日中の連絡先)	TEL 03 (〇〇〇〇) ××××	申請代理の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者本人が入院中のため。 <input type="checkbox"/> その他

被保険者の情報を記入してください。被扶養者が交付対象者でも記入が必要です。住所欄は被保険者のご自宅の住所(マンション名等)、TELは日中繋がる番号を記入してください。

被扶養者が交付対象者(入院・通院でご利用される方)の場合は、こちらに交付対象者の方の情報を記入してください。

必ず記入してください。記入については下記をご参照ください。

被保険者住所以外に送付を希望される場合は、確実に受け取れるよう、詳しくご記入ください。

被保険者以外の方が申請書を作成する場合はこちらにも記入してください。また、チェックボックスにチェックを入れてください。

認定証必要期間 記入について

限度額適用認定証を使用したい期間(入院・外来に関わらず、高額な医療費が見込まれる期間)をご記入ください。申請があった日(当組合受付日)の属する月から最長1年間の間となります。期間が未定の場合は長めの期間でご申請いただき、不要になった時点で審査課にご返却ください。

【以下の場合は期間が1年未満となる場合があります。】

- ・70歳になる方(非課税世帯を除く)
- ・1年以内に任意継続の加入期間(2年間)が満了する方

※1度の申請で最長1年間となりますので有効期限が過ぎてからも使用したい場合は、有効期限の翌月1日以降にお手持ちの限度額適用認定証と新たな申請書をご提出ください。

当組合ホームページ「よくあるご質問」も一緒にご覧ください。
(<http://www.its-kenpo.or.jp/qa/hoken.html#genndo01>)